

返戻金制度

許可番号 23-ユ-300679

株式会社五十鈴商会

●返戻金制度に関する事項

紹介した人材が、自己都合により又は就業規則違反等の自己の責に帰すべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介手数料を返還します。

ただし、会社都合による一方的な解雇の場合並びに採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80～100%
- ・入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%

以上